

報告番号 甲 乙 第 号

根本 彰君 博士学位請求論文 審査報告

論文題目 教育改革のための学校図書館

論文審査担当者

主査	慶應義塾大学文学部教授 文学研究科委員	池谷 のぞみ
副査	慶應義塾大学文学部教授 文学研究科委員	倉田 敬子
副査	慶應義塾大学文学部教授 社会学研究科委員	山本 正身
副査	青山女子短期大学現代教養学科教授	堀川 照代
学識確認	慶應義塾大学文学部教授 文学研究科委員	池谷 のぞみ

論文要旨

本研究は、日本の戦後教育における教育課程ならびに教育方法において学校図書館がどのように位置づけられてきたのかを明らかにするために、占領期以降の教育改革の歴史と現在の議論を整理することに加え、教育改革が国際的な流れのなかで生じていることを踏まえて、現在・将来の教育改革において日本の学校図書館とその専門職員制度の在り方について論じたものである。

本論文は以下のように4部10章構成になっている。

第I部 戦後の出発点の確認

- 第1章 戦後学校図書館制度成立期研究の現状
- 第2章 占領期における教育改革と学校図書館職員問題
- 第3章 戦後教育学の出発と学校図書館の関係

第II部 教育改革と学校図書館

- 第4章 学校図書館における「人」の問題

第5章	教育改革と学校図書館の関係を考える
第6章	教育改革と学校図書館制度確立のための調査報告
第III部	外国の学校図書館と専門職員制度
第7章	フランス教育における学校図書館 CDI
第8章	米国ハワイ州の図書館サービスと専門職養成システム
第IV部	日本の政策的課題
第9章	学校内情報メディア専門職の可能性
第10章	日本の教育改革の課題と学校図書館の可能性
初出一覧	
あとがき	

各章の概要

第1部では第二次大戦後初期（1945年から1950年代まで）の学校図書館史を明らかにしている。第1章では、先行研究全体のレビューを行い、戦後の出発点における学校図書館の立ち位置を明らかにした。教育史の研究成果を参照して、占領初期にはアメリカ教育の影響下で制度改革、教育課程・教育方法の改革が行われていたが、1950年前後を境にして改革の熱が冷め、かつての知識注入的方法による系統主義的な教育課程に戻った状況があったことを確認している。学校図書館史の先行研究では、この時期に、占領軍の指示のもとに学校図書館政策が発動される事情が明らかにされ、また、学校現場のカリキュラム運動のなかで学校図書館の導入を行っていた事例が少なくなかったことを確認している。

第2章は、学校図書館法成立の裏側でとくに学校図書館を担当する職員についての議論がどのようなものであったのかについて論じている。当時の文部省の担当者が残した一次資料に基づいて、担当者が占領軍の指示を積極的に受け止め、教育行政担当者や大学の教員養成担当教員をはじめとして、学校図書館設置と学校図書館資料を用いた授業展開についての研修会を全国で開催するようになった事情や、学校図書館法の法案策定過程では専任司書教諭配置も含めた人的措置を検討していた経緯、そして成立した学校図書館法では教員の兼務を前提とするものによって変わった事情について明らかにした。その変化の背景には、学校図書館法が文部省ではなく、社会党（右派）の議員を中心とする議員立法によって発議されたことがあり、財政当局から司書教諭配置のための財源不足が指摘されていたことと、新しい教員養成制度が始まっているのに司書教諭を教諭として養成することに対して文部省が抵抗を示したことが明らかになった。

第3章は、学校現場と教員養成に関わる教育学担当者が学校図書館設置および職員配置についてどのように対応しようとしたのかを分析している。これまで戦後初期の教育

改革において学校図書館の動きは学校教育関係者には無視されていたと考えられてきたが、実際には、文部省が研究指定校としたいいくつかの学校での実践事例があったし、教育学のなかでもこれを教育改革の要素のひとつとしてとらえようとする動きがあったことを明らかにした。

第 II 部はその後の教育改革の動向と学校図書館の関係についていくつかの視点からまとめている。第 4 章は、戦後教育において学校図書館の職員問題がどのように展開したのかについて概観している。学校図書館法の成立によって制度的に成立した司書教諭の資格であったが、「当分の間置かないことができる」という附則により、司書教諭が配置されない状態が続き、この附則が部分的に撤廃されたのは 1997 年の法改正時であり、未だ 11 学級以下は司書教諭の配置の義務がないままである。

第 5 章では、1998 年、2008 年改訂の学習指導要領が国際的動向を踏まえて経験主義的なものに変化しつつあったことと、学校図書館との関係を論じている。これらの改訂では、「ゆとり教育」の導入とその見直しはあったものの、学習者の主体的学習経験を重視した経験主義へと確実に変化したことが確認されている。OECD の PISA 調査（生徒の学習到達度調査）で日本の 15 歳時の生徒たちの成績がふるわなかったことが主体的な学習の重要性を認識させたこともこの流れに影響している。しかしながら、学力とは何なのか、それがリテラシーや読解力とどのような関係になるのかの本質的な議論が欠如していること、さらに学校図書館を教育課程にどのように位置づけるのかの議論もなかったことを指摘している。

第 6 章では、新しい学力観に基づく学習を可能にする方法である探究型学習の可能性を二つの調査を通じて検討している。まず、戦後の学習指導要領の変遷を概観して徐々に系統主義教育から経験主義教育への移行が見られることについて述べている。そして、経験主義教育の方法の一つである探究型学習を実施している 4 つの公立高等学校への現地調査を行った。それぞれの教育課程のなかで学校図書館が位置づけられ、とくに京都市立堀川高校は 2 学年までの探究型学習において学校図書館は重要な拠点となっていた。また、この探究型学習と 3 学年における系統学習をうまく組み合わせることによって高い進学実績を上げていた。

次に、図書館振興財団が実施している「図書館を使った調べる学習コンクール」の効果を調べるために、その最終選考の参与観察、選考委員へのインタビュー、受賞者への質問紙調査、地域の学校を挙げてコンクール参加を後押ししている千葉県袖ヶ浦市教育委員会への訪問調査を行なった。これにより、コンクールが教員および児童生徒にとって探究型学習を実施する動機付けとなることや、多数の入賞者を出す学校ないし地域に

おける学習カリキュラムへの位置づけや指導方法を普及させることの重要性を指摘した。

第 III 部は、学校図書館担当者を教員として養成するフランスと、図書館員として養成するアメリカの二カ国を取り上げて学校図書館およびその職員養成制度の現状について記述している。

第 7 章ではフランスの教育事情のなかで学校図書館が推進されたのは比較的新しく 1990 年代以降であることを述べた。フランスは哲学教育を組み込むなど徹底した主知主義の中等教育課程を実施してきたが、1980 年代末からのジョスパン改革において、個別課題学習 (TPE) など探究型の学習を積極的に導入することで教育方法に学習者が自ら学ぶ要素を付け加えた。このときに、中等教育の学校に学校図書館 (CDI) を義務設置し、ドキュメンタリスト教員 (PD) と呼ばれる日本の司書教諭にあたる教員を専門職として配置する制度改革を行なった。PD の養成は高等教育の教員養成課程における教科教員養成と同じ位置づけで実施されるようになった。フランスの事例は、21 世紀の学校教育をにらんだ教育改革において、学校図書館およびそのための専門職員導入が積極的に導入されたことを示している。

第 8 章ではアメリカ合衆国ハワイ州の図書館とその職員養成の全体像を示している。州ごとに異なるアメリカの図書館制度ではあるが、図書館員養成はアメリカ図書館協会 (ALA) の認定基準に基づいて大学院修士課程で行われる。ハワイ州は太平洋の軍事基地となった 20 世紀なかばに連邦政府の資金が導入されやすくなり、図書館整備は急速に進んだ。

第 IV 部は、これまでの議論を踏まえて全体のまとめを行うとともにとくに職員養成について今後の課題を論じている。第 9 章は、日本学術振興会科学研究費補助金 (基盤研究 A) に基づいて行われた図書館情報学教育の再編成 (LIPER) 共同研究プロジェクト (2003-2006) の一環で、自身が取りまとめた学校図書館班が実施した研究を紹介している。LIPER そのものでは、大学院での専門教育の実施も見越して図書館館種の違いを超えた基礎的な共通科目をコア領域におき、それを学んでから館種別の情報専門職の領域を学ぶことになっていた。学校図書館専門職を養成するための「情報専門職 (学校)」はその一つであり、学校図書館の運営およびサービスを担うだけでなく学校における情報教育を担うメディア専門職と位置づけるものである。この構想をつくるために学校図書館班では従来の司書教諭、学校司書についての議論を整理するだけでなく、情報教育や教育工学の専門家 5 人にインタビューを行って成案をつくっている。これを本章では学校内情報メディア専門職と言い換えて、その可能性について改めて論じている。

最終 10 章は、第 I 部で述べた戦後初期の政策形成、議論、実践の歴史、第 II 部で述べたその後の学校図書館の位置づけと教育改革における学校図書館の課題についての議論、第 III で述べたフランスとアメリカ・ハワイ州の教育制度における学校図書館の位置づけと教育改革との関係、そして第 IV 部第 9 章で扱った LIPER 学校図書館班での学校図書館情報メディア専門職の提案を踏まえて、新たな考察を加えて論じ直している。

審査要旨

2019 年 11 月 20 日午前 11 時より午後 1 時半まで、三田キャンパス研究室棟第二会議室において根本君と審査員 4 名で論文審査を行った。

本論文は、学校図書館が戦後日本の教育課程ならびに教育方法において、どのように位置づけられてきたのかを明らかにすることを目的とする。戦後の占領下における教育改革の下で一時は本格的に導入され、教育課程に位置づけられるかに見えた学校図書館は、1953 年に学校図書館法の成立、最近では 2014 年に改正があったものの、今日に至るまで、不十分な位置づけのままである。すなわち学校図書館は「設備」として位置づけられたままで、十分な予算措置を伴うような人員配置はなされず、したがってその真価が問われるはずの総合学習の導入においても十分に機能を発揮できているところは限られている。いまだに読書するための施設という学校内での限定的な位置づけにとどまっているところが多い。

本来学校図書館は教育課程の展開に寄与する学習・情報センターとしての機能とともに、児童生徒の自由な読書活動や読書指導の場として、学校教育の改革を担うことが期待されていることは、文部省の通知でも明示されている。しかしながら、なぜ学校図書館の展開がなされてこなかったのか、本論文はこの点を戦後教育改革の諸動向の分析を一次資料に基づきながら行うことを通して明らかにすることを試みたものとして、極めて意欲的なものとして位置づけられる。

特に、学校図書館法成立の際の、当時の文部省担当者が残した資料に基づきながら、学校図書館法が文部省によって用意されたものではなく、社会党（右派）の議員を中心とする議員立法によって発議されたため、財政当局から司書教諭配置のための財源を確保することができず、新しい教員養成制度が始まっているのに司書教諭を教諭として養成することに文部省が抵抗を示したことが、現在にまで至る学校図書館の不十分な位置づけの原因であることを新たに明らかにした。

戦後初期の教育界は GHQ の指導の下、教科ごとに学習内容をあらかじめ決める従来の系統主義的な軸から、学習する主体の経験を大事にした自発的な知識獲得を目指す経

験主義の軸へと移った。その中で、教育学研究者も学校図書館を教育課程に積極的に位置づける理論的実践的研究に取り組み始めたが、その指導的立場にあった人物が置かれた諸事情からその動きが鈍くなってしまったことも教育界における学校図書館の位置づけが十分に浸透しなかった背景として明らかにされた。特に東京学芸大学附属世田谷小学校はその拠点として「図書館教育」を掲げて教育単元を構築しており、同校を中心としての実践事例を記述した図書が多く出版されている。「図書館教育」を指導した東京学芸大学教授阪本一郎や、雑誌『図書教育』の刊行・編集に関わった城戸幡太郎（北海道大学初代教育学部長）らの思想や活動を分析し、合わせて言語教育や視聴覚教育など関連領域も含めて、この当時のカリキュラム運動には学習者の「間接経験」を重視する考え方が含まれていたことを明らかにした。しかし1950年代後半になると、学習指導要領の改訂が行われて、視聴覚教育は継続するものの、学校図書館については文部省の後押がなくなり、教育関係者は離れていったことを示した。

学校図書館は「設備」として位置づけられることにとどまらず、専門職員の配置が必要であることがうまく伝わるものがなく、当時のアメリカで導入が進んでいた、学校図書館の専任としての「school librarian」ではなく、小さい学校で図書館係を兼ねていた「teacher librarian」が司書教諭として翻訳されて日本に導入され、唯一法的根拠のある位置づけでつい最近まで至ったことも指摘されている。その背景には、終戦当時のアメリカにおいても、経験主義に基づく教育課程とそこにおける学校図書館と職員の位置づけがいまだ発展途上であったことも関係していることを指摘した。

その後の教育改革とほぼ10年ごとになされた教育指導要領の改訂の動向と、学校図書館法の改定を通じて学校図書館の位置づけがどのように変化してきたのかを示した。これまでの戦後教育史において、学校図書館史はほとんど論じられることがなく、本論文はその盲点とも言うべき点を詳らかにしたものとして評価できる。さらにこれまで学校図書館は、戦後それを明確な形でもたらしアメリカの制度との比較において示されることが中心で、教育課程や教育改革と関係づけられて示されることはほとんどなかった。したがって本論文は、学校図書館を視座に据えながら戦後教育改革の動きとその背景、さらには課題を提示しており、戦後教育の通史としても高く評価ができる。また、学校図書館を活用した教育実践例にも触れており、学校図書館の使い方を示す取り組みとしての「調べる学習コンクール」の実績と袖ヶ浦市での事例研究を提示している。先進的な学校図書館の事例として、4つの公立高校の事例研究も提示している。

さらに日本国内の動向のみならず、国際的な教育動向にも視野を広げている。1957年のスプートニクショックを経て、日本では経験主義から系統主義への揺り戻しがあった

が、反対にアメリカでは、当時経験主義に基づく教育への転換がさらに深められたことが指摘されている。さらに経験主義の発展形として、構成主義においては、学習主体としての個人のみならず、他者との相互のやり取りを通じた学習や共同体における知識の習得の意義に注目する。OECD の PISA 調査はこうした構成主義の考え方を背景として出題されている。PISA における「リーディングリテラシー」は、読み取ったものを提示された文脈に結びつけて論じることに主眼があり、著者の意図を読み取ることを主眼に置く日本の「読解力」とはかなり違うものであることも論じた上で、国際的にも、経験主義的な方向に確実に変化していることが示される。また、このような構成主義の考え方と PISA を背景にしながら学校図書館を新たに導入したフランスの学校への訪問研究、さらに本土とは遅れて学校図書館を導入したハワイの学校への訪問研究も提示している。

1997 年の学校図書館法の改正によって、司書教諭は 12 学級以上の学校には必置となり、講習だけでなく大学での開講が可能となり、単位取得の減免措置も見直された。しかしながら、2014 年の同法改正ではこれまで法的には認知されていなかった学校図書館に配置されている職員を学校司書という職名で呼ぶことになり、学校図書館という小さい職場に二職種が関わることになった。こうした職員配置の変化は、教育の国際情勢を踏まえながら、指導要領においても探求的学習を少しずつ取り入れつつある中での変化ではあるが、学習情報センターとして学校図書館が教育課程との関係において機能することを目指すのであれば、不十分なものであると指摘する。

上述のように評価すべき点がいくつもあげられる一方、本研究には限界も指摘できる。第一に、学校図書館に配置される専門職の職務内容についての検討はほとんどなされていない点である。いくつかの国内外の事例研究も提示されているが、それぞれの学校において、配置されている専門職がどのような仕事をいかに行なっているのかについて、体系的な分析は行われていない。また国外の事例研究も印象論を超えたものではないことは否めない。特にフランスが、どのような経緯を辿って新たに学校図書館を制度として導入したのかについては、今後の研究が待たれる。また、体系的な事例研究を踏まえ、異なる専門職の職務の組み合わせ方のパターンを学校規模などに応じて整理されることも今後の研究に待たれる。

第二に、占領期とその直後については教育改革と学校図書館の関係について詳細に検討しているが、80 年代以降については記述が粗くなっている点である。臨教審は大きな分岐点であったはずだが、その中でも学校図書館の位置づけに進展がほとんどなかった原因の分析などがなされていない。また、いわゆるゆとり教育を導入した教育改革の

下では、図書館の活用を展開する機会であったはずであるが、どうしてそのような機会とはならなかったのかの分析も明確にはなされていない。戦前の、大正・昭和初期の新教育運動における学校図書館の流れがいかに戦後反映されたのかについての研究も待たれる。

第三に、系統主義から経験主義さらには構築主義への変化という、教育が依って立つ考え方の変化を説明する枠組みに基づいた全体を通しての説明は非常に明快であるが、日本の、80年代以降の教育政策と実践についての説明枠組みとしてはやや粗いものとなってしまうことは否めない。論文中には、系統主義への揺り戻しがあっても、実際には経験主義や構築主義への流れが確実にあることが繰り返し指摘されている。とすれば、日本における経験主義への変化をさらに繊細に捉える説明の枠組みが編み出されたとしたら、日本における経験主義の定着の兆しとその動きの特徴を描き出すことが可能になるのではないだろうか。

しかしながら、こうした本研究の限界は、本研究が提示されたことによって見えてくる研究課題として位置づけられるべきものである。占領期にもたらされた学校図書館を活用した経験主義の教育が、どのような変遷を辿っていたのかを明らかにし、戦後の教育史の中に学校図書館を位置づけたものとして本研究はきわめて高く評価できる。そして学校図書館法の改正を受け、今再び議論が活発になされようとしている時に本研究が出されたことは非常に意義深い。

よって審査員一同は、本研究が博士の学位授与にふさわしいものであると判断し、ここにご報告いたします。

以上